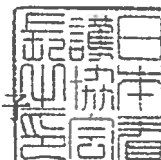


日看協発第 500 号  
令和 2 年 3 月 2 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシキ



新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応について  
(第 2 報)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、去る 2 月 28 日、本会より都道府県看護協会長宛てに、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応について」(日看協第 496) の文書をお送りさせていただきました。

その後、厚生労働省より正式に事務連絡(添付資料 1)が発出されましたので、新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関する看護職員の確保について、都道府県からの要請に応じてご協力いただきますようお願いいたします。都道府県からの依頼内容として、次の 2 点が想定されます。

1. ナースセンターの職業紹介による確保

詳細は添付資料 2 をご確認くださいませようようお願いいたします。なお、同資料は、別途ナースセンターにメールでお送りします。

2. 医療機関間での調整による確保

都道府県から看護職確保に関する調整等の依頼がございましたら、ご協力をお願いいたします。

つきましては、業務多忙の中恐縮でございますが、代替職員の確保に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
理事 鎌田久美子 TEL : 080-4349-8192  
健康政策部保健師課(担当:折見、沼田)  
TEL : 03-5778-8844 / FAX : 03-5778-8478  
E-mail : hokenshi@nurse.or.jp



事務連絡  
令和2年2月28日

公益社団法人日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
看護職員の確保について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より協力をいただき御礼申し上げます。令和2年2月27日、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、政府から小学校、中学校、高等学校等に対し、同年3月2日以降の臨時休業を要請したところです。今後、当該要請を踏まえて小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ看護職員が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定されます。

こうした場合においても、必要とされるサービスが地域で適切に提供されるよう、医療機関等が所要の医療提供等を継続するために必要な代替職員の確保について「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付 厚生労働省医政局、健康局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、子ども家庭局、老健局、保険局連名事務連絡）【別添】で各都道府県に通知しているところですが、貴会におかれましても、関係団体に対して都道府県からの要請に対する協力依頼について周知していただきますようお願いいたします。なお、本件に伴う経費の扱い等については別途お知らせします。

業務多忙の中急な依頼で恐縮ですが、御協力の程を何卒よろしく願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局看護課

直通 03-3595-2206

FAX 03-3591-9073

※ 当該通知の別添1～35は省略

事 務 連 絡

令和2年2月28日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)・民生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局

厚生労働省健康局

厚生労働省社会・援護局

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

厚生労働省子ども家庭局

厚生労働省老健局

厚生労働省保険局

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、  
社会福祉施設等の対応について

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和2年2月27日、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、政府から小学校、中学校、高等学校等に対し、同年3月2日以降の臨時休業を要請したところです。今後、当該要請を踏まえて小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職等の医療介護福祉分野の専門性を有する方々が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定されます。

こうした場合においても、医療、介護、障害福祉等において必要とされるサービスが地域で適切に提供されるよう下記の取扱いを行うこととしたため、内容についてご了解いただくとともに、貴管内医療機関、社会福祉施設等に対する周知をお願いします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 放課後児童クラブ等における柔軟な対応による勤務可能な看護師等の安定的確保について

放課後児童クラブについては、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」(令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡)【別添1】でお示ししたとおり、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間(原則、1日につき8時間)に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

## 2. 医療機関等における人員確保支援、配置基準や報酬算定要件等について

(1) 学校等の臨時休業による貴管内の各医療機関等の人員不足状況や診療の継続の可否の影響について、各医療機関等の承諾を得た上で、特に救急医療（特にICUの状況）、透析医療、新型コロナウイルス感染症対策などの地域医療に対して影響が大きい医療を優先して把握するとともに、診療の継続が困難等の課題があれば、前広に厚生労働省医政局に報告すること。

上記で把握した学校等の臨時休業期間における各医療機関等の人員不足状況等をもとに、学校等の臨時休業期間において必要な医療が提供できるよう、地域の医師会等の関係団体と協議した上で、例えば、近隣医療機関間の職員融通や輪番制などの体制整備など、地域の実情に応じて必要な医療提供体制を構築すること。

また、臨時的な代替職員の確保等については、厚生労働省において関係団体と調整を進めることとしており、都道府県においても、関係団体と必要な調整の上、人員が不足している医療機関等に対する支援策について検討していただきたい。

(2) 今般の学校等の臨時休業に伴い、自宅での子育て等を理由として勤務することが困難となる医師等（臨時的な代替職員として一時的に他の医療機関等で従事することとなる者を含む。）については、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2及び第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。この場合における保険医療機関等の診療報酬上の施設基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）【別添2】中2及び3に基づき行って差し支えない。なお、これらの取扱いをする場合においては、医療機関等における安全確保に努めるとともに、職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。

(3) 医療機関等における基本的な感染拡大防止、職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応、面会制限、委託業者等への対応等については、次の事務連絡等を参照すること。

- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月13日付け事務連絡）【別添3】
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年2月21日付け事務連絡）【別添4】
- ・ 医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日付け事務連絡）【別添5】

## 3. 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応等及び人員基準等の臨時的な取扱いについて

### (1) 基本的な考え方

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

利用者への各種サービスの提供に当たっては、次の（２）から（９）までの事項について十分に理解した上で、適切に対応いただきたい。

## （２）基本的な事項

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）、流行地域からの帰国者等の取扱い、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その２）（令和２年２月１４日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）【別添６】
- ・ 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和２年２月１８日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【別添７】
- ・ 「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和２年２月１８日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（令和２年２月２１日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【別添８】
- ・ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について（令和２年２月２３日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）【別添９】
- ・ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和２年２月２７日現在）（令和２年２月２７日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）【別添１０】

## （３）感染拡大防止に関する事項

職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応、面会制限や委託業者等への対応等、感染拡大防止のための対応については、次の事務連絡等を参照すること。

- ・ 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和２年２月２４日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【別添１１】
- ・ 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和２年２月２４日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【別添１２】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（令和２年２月２５日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添１３】
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について（令和２年２月２７日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）【別添１４】
- ・ 有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について（令和２年２月２７日厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課連名事務連絡）【別添１５】
- ・ 共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のた

めの対応について（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）【別添16】

- ・ 福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）【別添17】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年2月21日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）【別添18】

（4）職員の確保に関する事項

職員の確保が困難な場合の対応については、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 社会福祉施設等における職員の確保について（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）【別添19】

（5）衛生用品の確保に関する事項

マスク、アルコール消毒等の衛生用品については、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について（令和2年2月21日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）【別添20】

（6）要介護認定に関する事項

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【別添21】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）（令和2年2月28日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【別添22】

（7）介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【別添23】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【別添24】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）【別添25】

(8) 障害福祉サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添26】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添27】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添28】
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添29】
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添30】
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添31】

(9) 保育所等、児童福祉施設等の人員配置基準等の取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）【別添32】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月18日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【別添33】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る児童自立支援施設通所及び児童心理治療施設通所部の臨時的な取扱いについて（令和2年2月20日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【別添34】
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童養護施設等の対応について（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）【別添35】



【本件についての問合せ先】

(医療機関等に関するお問い合わせ 2 (1) 関係)

厚生労働省医政局地域医療計画課

TEL : 03-5253-1111 (内線4133)

FAX : 03-3503-8562

E-mail : isei\_soumu@mhlw.go.jp

(医療機関等に関するお問い合わせ 2 (2) ・ (3) 関係)

厚生労働省医政局総務課

TEL : 03-5253-1111 (内線2529)

FAX : 03-3501-2048

E-mail : isei\_soumu@mhlw.go.jp

(認可外保育施設に関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

(保育所等に関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

(児童福祉施設等に関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線4868)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL : 03-5253-1111 (内線4976、4977)

(子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブに関するお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

(保護施設に関するお問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局保護課

TEL : 03-5253-1111 (内線2824)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線3148)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL : 03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

・ 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護等について  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL : 03-5253-1111 (内線3975、3973)

・ 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護等について  
厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線3929、3971)

・ 訪問介護、通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等について  
厚生労働省老健局振興課

TEL : 03-5253-1111 (内線3937、3979)

・ 介護老人保健施設、介護医療院、介護予防通所リハビリ等について  
厚生労働省老健局老人保健課

TEL : 03-5253-1111 (内線3948、3949)

## 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について 都道府県ナースセンターの対応

### 1. 実施期間

2020年3月2日（月）～ 春休みの開始日まで

### 2. 対応内容

○代替職員の必要な施設に看護職を臨時雇用で紹介する。

「e ナースセンター」、「とどけるん」の登録者で、代替職員が必要な施設に臨時雇用で就業を希望する看護職を紹介する。

※対応の流れは【別紙1】参照

○本件は、ナースセンターが通常行っている無料職業紹介の臨時雇用として対応する。

### 3. 代替職員の確保を必要とする施設について

○都道府県が、医療機関等に看護職の代替職員の確保についてニーズ把握を行い、その結果から代替職員を希望する施設の情報が、都道府県から都道府県看護協会に情報共有される。

○都道府県から代替職員が必要な施設の情報を得たら、対象施設に連絡し、臨時雇用の求人登録を施設に依頼する。

### 4. 代替職員として就業を希望する看護職について

○中央ナースセンターは、「e ナースセンター」求職登録者およびの「とどけるん」届出者のうち、就職活動中、復職の希望がある方（約56,000人）に、学校の臨時休業に関連する代替職員の募集に関するメールを一斉送信する予定。

※メール送信日は別途メールで都道府県ナースセンターにご連絡します。

※メール内容は【別紙2】参照

○代替職員として臨時雇用の就業を希望する看護職については、都道府県ナースセンターに電話またはメールで問い合わせの上、求職することになっている。

○問い合わせのあった看護職には、求職登録の無い方にはご登録いただき、通常の職業紹介と同様に、勤務場所、就業期間、業務内容、就業条件等を十分ご説明の上、施設にご紹介する。

※本件に関するご質問、ご相談については、中央ナースセンター課までお願いいたします。

#### 【担当部署】

労働政策部中央ナースセンター課

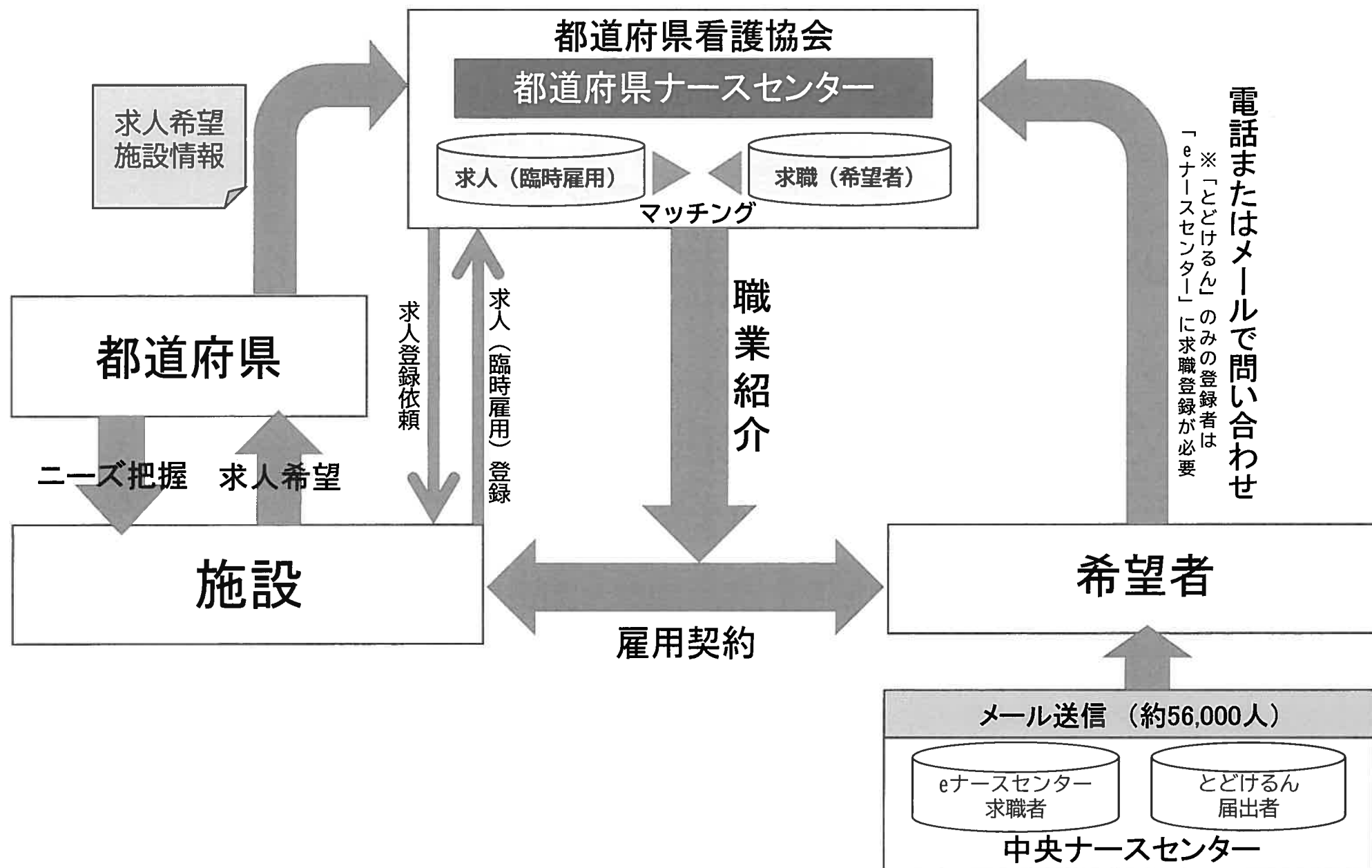
TEL : 03-5778-8561

FAX : 03-5778-5602

E-mail : ncenter@nurse.or.jp



# 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について 都道府県ナースセンターの対応





**「e ナースセンター」求職登録者・「とどけるん」届出登録者宛てのメール文面****■タイトル**

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について

**■メール文面**

e ナースセンター求職登録者の皆様へ / 「とどけるん」届出登録者の皆様へ

日頃よりナースセンターをご利用いただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、2020年3月2日から春休み開始日まで臨時休業を行うよう政府から要請がなされました。

これに伴い、一部の地域で子育て等を理由に出勤が困難な看護職員が生じ、外来や入院医療を縮小せざるを得ない医療機関等が発生し、地域で必要な医療提供体制が整わない状況が想定されております。

上記の状況を鑑み、ナースセンターでは、国及び都道府県と連携の下、臨時休業により看護職員が不足している医療機関等に代替職員を臨時雇用で紹介する支援を行います。

つきましては、3月2日から春休み開始日までの間で、代替職員を必要とする医療機関等での就業（臨時雇用）についてご協力いただける場合は、就業を希望する都道府県のナースセンターに電話またはメールでお問い合わせをお願いいたします。

都道府県ナースセンターの連絡先一覧については下記 URL をご参照ください。

<https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/eNursecenter/PrefNClst.pdf>

\*\*\*\*\*

公益社団法人 日本看護協会  
中央ナースセンター

\*\*\*\*\*

\* このメールは送信専用アドレスから配信しています。返信いただてもお答えできませんので、ご了承ください。

\* 本メールにお心当たりのない方は、お手数ですがナースセンターまでお問い合わせください。

